

1. 各種サービス管理責任者関係制度について

各種サービス管理責任者（以下「サビ管」） 関係制度について

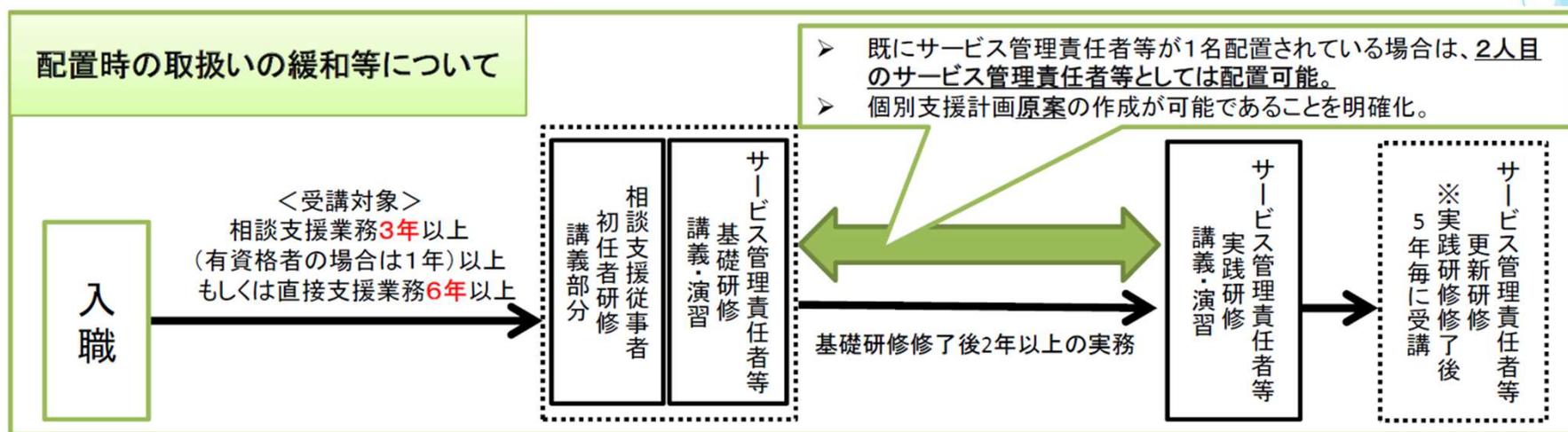
- ▶ ①「いわゆる2人目サビ管」
 - ・ 2人目以降のサビ管は、「基礎研修修了者」を配置可能
- ▶ ②実践研修受講にかかる実務経験（OJT）を6月以上に短縮
 - ・ 実践研修受講の要件である基礎研修修了後「2年以上」の実務経験を「6月以上」に短縮可能
- ▶ ③やむを得ない事由による措置
 - ・ 「やむを得ない事由」により、サビ管が欠如した事業所については、条件を満たす場合、実務経験（3～8年）を有する者をみなし配置が可能

①いわゆる「2人目サビ管」について

ア：概要

▶ 制度概要

- ・既にサービス管理責任者が1名以上配置されている場合は、「基礎研修修了者」を2人目のサービス管理責任者等として配置可能。（個別支援計画原案が作成可能）



イ：届出方法

▶ 届出方法

- ・ サービス管理責任者の変更に必要な書類一式を「郵送」提出する
- ・ 変更届出書の「変更の内容」欄には「2人目サビ管」である旨を明記
【記載例】 サービス管理責任者 千葉 太郎（2人目）を追加

▶ サービス管理責任者の変更に必要な書類一式

- ・ 変更届（第二号様式） ・ 付表（サービスごとに指定）
- ・ サービス管理責任者の経歴書（参考様式3）
- ・ 実務経験証明書（原本）（参考様式4）
- ・ 相談支援従事者（初任者）研修修了証の写し・サービス管理責任者研修修了証の写し
- ・ 資格を有する場合、資格証の写し ・ 雇用関係を証明する書類（雇用契約書等）
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式5 - 1）

②実践研修受講にかかる実務経験（OJT）を 6月以上に短縮 ア：概要

▶ 制度概要

- ・以下の3つの要件を満たし、「届出」を行うことで、実践研修受講の要件となる基礎研修修了後、通常「2年以上」必要となる実務経験を「6月以上」に短縮可能

▶ 要件

- ① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること
- ② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所において、個別支援計画作成の業務に従事すること
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと

イ：届出方法

▶ 提出書類（郵送対応）

①サビ管として配置する場合

- ・サビ管変更に必要な書類一式
- ・届出書（千葉県サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書）
- ・返信用封筒

②生活支援員や世話人として配置する場合

- ・上記①の必要書類から付表、経歴書（参考様式3）を除いたもの全て

▶ 届出時対応

- ・変更届出書の「変更の内容」欄に実務経験（OJT）を6月以上に短縮である旨を明記
【記載例】サービス管理責任者 千葉太郎（OJT）を配置
- ・県にて届出を確認し、受理した場合、返信用封筒にて「届出書」を返送します

ウ：届出時の留意点やよくある質問

▶ 届出時の留意点

- ・「返信用封筒の同封漏れ」や「切手がない」場合が非常に多いため、忘れずにお願いします。
- ・提出する実務経験証明書は、届出を行う基礎研修修了後の「6月以上の実務経験」ではなく、「基礎研修受講開始時に既にサビ管として必要とされる要件を満たしている実務経験」です。

▶ よくある質問

(問) 届出は半年間の実務経験 (OJT) 期間より「前」に行く必要があるのか。

(答) 届出の時期は実践研修受講前開始前であれば、特に定めがありませんが、

千葉県で研修を受講する場合、研修申込時までに届出書の返送を受ける必要があります。

※実践研修受講者募集期間は届出が集中し、返送までに時間を要することがあります。

OJT前の届出にご協力をお願いします。

③ やむを得ない事由による措置について

ア：概要

▶ 制度概要

- ・ 「やむを得ない事由」によりサービス管理責任者等が欠如した事業所について、実務経験要件（3～8年）を満たす者をサービス管理責任者等が「欠如した日」から「1年間（条件を満たす場合最長2年間）」サービス管理責任者等とみなして配置可能

▶ 「やむを得ない事由」とは

- ・ サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合でかつ当該事業所にサービス管理責任者（要件充足者）を直ちに配置することが困難な場合

▶ 最長2年間の配置をする場合は、以下のいずれの要件も満たす者であることが必要

- ① 実務経験要件（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修修了者となっている。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から引き続き当該事業所に配置されている。

イ：届出方法

- ▶ ①事前の届出：「郵送」にて以下の必要書類に加え「理由書」を提出

- 必要書類

- ・ 実務経験証明書（原本）
- ・ みなし配置する者の経歴書（提出時点で実務経験要件を満たすことがわかるもの）
- ・ 勤務形態一覧表（みなし配置開始月分。欠如前から勤務していた場合、欠如月分も提出。）
- ・ 基礎研修修了証及び相談支援従事者初任者研修修了証の写し※該当する場合のみ）
- ・ その他参考となる資料（該当する資格等の資格証等）

- 理由書（任意様式）に記載すべき内容

- ・ 旧サビ管が欠如に至った状況（退職・病休に係る相談の経緯や退職日等）
- ・ みなしサビ管を配置するに至った状況（法人内でのサビ管要件充足者の配置状況等）
- ・ サビ管（要件充足者）募集に係る状況

- ▶ ②「事前の届出」が到達後、県がやむを得ない事由による措置の「可否」を判断します。

- ▶ ③変更届出：県により措置が認められた後、郵送にてサビ管の変更に必要な書類一式を提出
「変更の内容」欄には「やむを得ない事由による措置」である旨を明記
【記載例】サービス管理責任者 千葉太郎（やむを得ない事由による措置）

ウ：留意点

▶ 届出について

- ・「事前届出」の段階で県がやむを得ない事由による措置の「可否」を判断した結果、やむを得ない事由による措置として認められない場合もあります。

▶ みなし配置期間について

- ・配置期間は旧サビ管が「欠如した日」から「1年間（条件を満たす場合最長2年間）」
- ・配置期間が経過する前に、サビ管（要件充足者）を配置する必要があります。

▶ 「実践研修受講にかかる実務経験（OJT）を6月以上に短縮する」届出との並行

- ・やむを得ない事由に措置により配置されている場合も、要件を満たす場合、届出可能